一括再委託の禁止等に関する契約条項

（適用契約）

第１条　この契約条項は、航空自衛隊契約担当官の締結する契約で、随意契約の方法による試験、研究、調査、システム開発等の行為を委託する契約について適用する。ただし、予定価格が１００万円を超えるものに限る。

２　甲は、前項の契約について、一般競争契約又は指名競争契約及び甲が必要と認める委託契約に適用させることができる。ただし、乙の承諾を得るものとする。

（一括再委託の禁止）

第２条　乙は､委託事項の全部を一括して第三者に再委託してはならない。

（部分的な再委託等に係る承認等）

第３条　乙は、前条の規定に該当しない部分的な委託事項を第三者に再委託する場合には、あらかじめ、再委託相手方の住所、氏名、再委託業務の範囲、再委託の必要性及び再委託に係る契約金額（以下「再委託相手方等」という。）について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。ただし、甲が認める軽微な再委託事項の場合には、書面の提出を行わないことができる。

２　前項の承認については、再委託相手方等の変更を行う場合についても同様とする。

３　甲は、前２項の承認に当たっては、再委託の合理性及び必要性並びに再委託相手方の履行能力に係る確実な履行の確保等に留意するものとし、特殊な技術及び技術秘けつ（ノウハウ）等を有する必要から競争を許さないものとして随意契約とした場合において、特に留意するものとする。

（再々委託の場合の承認等）

第４条　前条第１項及び第２項の承認については、再委託の相手方が再々委託を行うなど複数の段階の再委託（以下「再々委託」という。）が行われる場合についても同様とする。

（履行体制の把握）

第５条　甲は、再委託及び再々委託の承認を行った場合には、委託契約の履行体制を把握しなければならない。

２　前項の場合において、甲は、適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対し、報告を求める等、必要な措置を講じるものとする。

（乙の義務）

第６条　乙は、甲の承認を得て、第三者に再委託及び再々委託した場合においても、この契約により乙の義務とされている事項についてその責を免れない。